ハ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

［二～四　略］

2　［略］

（投資運用関係業務を委託する場合の届出事項）

第二百四十六条の十三　法第六十三条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合　その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称

二　法第六十三条の九第六項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合　その旨

（海外投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百四十六条の十四　法第六十三条の九第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十五　法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　法人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ホ　略］

ヘ　主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第五号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。）の数を記載した書面

［四・五　略］

六　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類

イ　当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ　当該使用人の履歴書（第三号イに掲げる書類を除く。）

ハ　当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第三号ロに掲げる書類を除く。）

ニ　当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

2　［略］

ハ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)～(3)　同上］

［二～四　同上］

2　［同上］

［条を加える。］

（海外投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百四十六条の十三　法第六十三条の九第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　同上］

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十四　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第四号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。）の数を記載した書面

［四・五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］